

事業概要

- 児童生徒の人権に関する知的理解、人権感覚の向上を図るとともに、一人一人の人権が尊重される学校・学級づくりに向けて「高知県人権教育推進プラン」に基づき、教育活動全体を通じた人権教育を推進する。
- 教職員の人権課題に関する知的理解と主体的に解決する意識が向上するように、人権教育主任のマネジメント力を向上させるとともに、意欲的に取り組む学校を指定し、実践研究を行い、その取組を普及する。
- 社会教育における人権教育の在り方を明確にし、人権課題の解決に向けた実践的な事業を推進する。

期待される効果

- ◆高知県の人権教育が実践的に推進される体制の確立
- ◆教職員の人権意識及び人権課題に関する指導力の向上
- ◆人権課題を適切に判断し、自分と他者の人権を大切に育む児童生徒の育成
- ◆県民の人権課題への関心と知識が向上し、人権が尊重された社会づくりが進む

現状・課題

- ◆障害者、高齢者、女性の人権など、社会的に注視されることが多い人権課題については、一定の理解は進んでいるが、同和問題他、マスコミ等で話題になりにくい人権課題については、正しい理解が浸透していない。
- ◆人権教育の研究や実践に偏りがあり、「実践的知識」「歴史・現状の知識」「差別や偏見などを見抜く技能」が軽視される傾向がある。

事業目標

- ◆全ての学校で、人権課題への知識理解が浸透し、主体的な取組が行われる。
- ◆全ての学校で、人権教育が学校経営の基盤となる年間指導計画を立て、適切に実践がされる。
- ◆子ども達の人権感覚が向上し、自分と他者の人権を大切に育む。
- ◆市町村において、行政職員の研修と社会教育としての啓発事業が計画的に実施される。

実施内容

①人権教育推進協議会

- ◆高知県の人権教育の進捗状況と人権教育推進プランについて、委員の専門的な見地から示唆をいただき、人権教育の改善に努める。

②人権課題について、教職員の理解と授業実践力を向上させるための主な事業

- ◆人権学習学校支援事業(対象:全ての教職員)
  - ・各学校が行う校内研修において、指導主事による人権課題の講習を実施する。また、研究授業や教材開発の指導支援を行う。
  - ・市町村教育委員会(34地区)が主催する集合研修や市町村立学校・県立学校(54校)を6年間で、「同和問題」「性的マイノリティー」等、県民に身近な人権課題の研修を重点的に行う。
- ◆人権教育研究推進事業《文部科学省指定校事業》(対象:小中・県立学校、1年目2校・2年目3校)
  - ・人権教育を基盤とする、学校経営・学級経営・授業づくり等の研究を行い、県内に広める。
- ◆人権教育に関する勉強会
  - ・任意の勉強会を実施し、指導案検討や校内研修の企画等の支援を行い、リーダーを育成する。

③人権教育主任のスキルアップのための主な事業

- ◆人権教育主任連絡協議会(対象:全ての小中・県立学校の人権教育主任)
  - ・小中学校と県立学校に分けて研修を実施し、1年目の人権教育主任は研修を追加し、業務の基本から研修する。
  - ・人権教育主任が管理職等と連携し、校内において組織的計画的に人権教育を推進するために、年間指導計画や人権学習の授業づくり、校内研修を適切にコーディネートできるように、人権教育主任のマネジメント力の向上と人権課題についての知識の充実を図る。

④人権教育を学校生活、日常生活につなげる主な事業

- ◆人権作文《法務局との共催事業》(対象:全ての小中・県立学校)
  - ・人権に関わる体験や思いの作文を募集する。また、作文指導を通して児童生徒理解を深める。
- ◆人権教育指導資料(就学前教育編)「スマイル」、(学校教育編)「Let's feel じんけん」の改訂
  - ・「高知県人権教育推進プラン改定版」に沿って、個別の人権課題に関する人権学習の効果的な実践事例を収集する。

⑤社会教育における人権啓発につなげる主な事業

- ◆市町村人権教育・啓発担当者連絡協議会・研修会
  - ・先進的な取組の紹介や人権課題の啓発用資料(人権教育課のホームページからダウンロードできるもの)等の紹介を行う。

⑥高知県人権教育研究協議会(一般社団法人)、人権啓発センター等との連携

- ◆高知県人権教育研究大会及び四国地区人権教育研究大会(高知大会)
  - ・レポート報告会や研究協議を通して、学校、行政、保護者、地域が共同して人権教育を推進する。

推進事業全体イメージ図

- ①人権教育推進協議会
- ②人権教育推進プラン

- ③教職員の意識向上
- ④人権教育主任のスキルアップ

人権教育のためのPDCAサイクルの確認

教職員

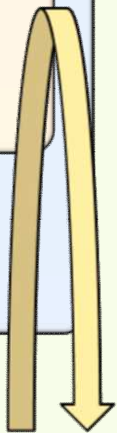
- ⑤学校生活・日常生活での人権教育の推進

学校・家庭

- ⑥社会での人権教育及び啓発の推進

地域・社会

⑦連携



事業概要

子どもや保護者等が悩みをいつでも相談できる体制を構築するとともに、子どもや家庭に起因する課題への多角的な支援の充実を図る。

期待される効果

- 教育相談が充実することにより、子どもや保護者等の悩みやストレス等を軽減することができる。
- 暴力行為や不登校等、生徒指導上の諸課題が改善する。

現状・課題

○生徒指導上の諸課題のうち、特に暴力行為の発生率や不登校の出現率は、全国平均と比べ、高い数値で推移しており、子どもや保護者等が悩みを気軽に相談できる体制や、支援を必要とする児童生徒やその家庭への支援体制の充実が求められている。

事業目標

- 次の取組を推進し、教育相談の充実及び生徒指導上の諸課題の改善を図る。
  - ・学校とスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの連携を推進する。
  - ・スクールカウンセラー等の専門性の向上を図る。
  - ・スクールカウンセラー等を効果的に活用した校内支援会の実施を促進する。

実施内容

SNSを活用した相談事業

●いじめ、人間関係、学業等、高校生の生徒が悩んでいることを気軽に相談できるSNS相談を実施

学校ネットパトロール事業

●インターネット上の不適切な書き込み等の監視し、トラブル等への対応と未然防止の取組の推進

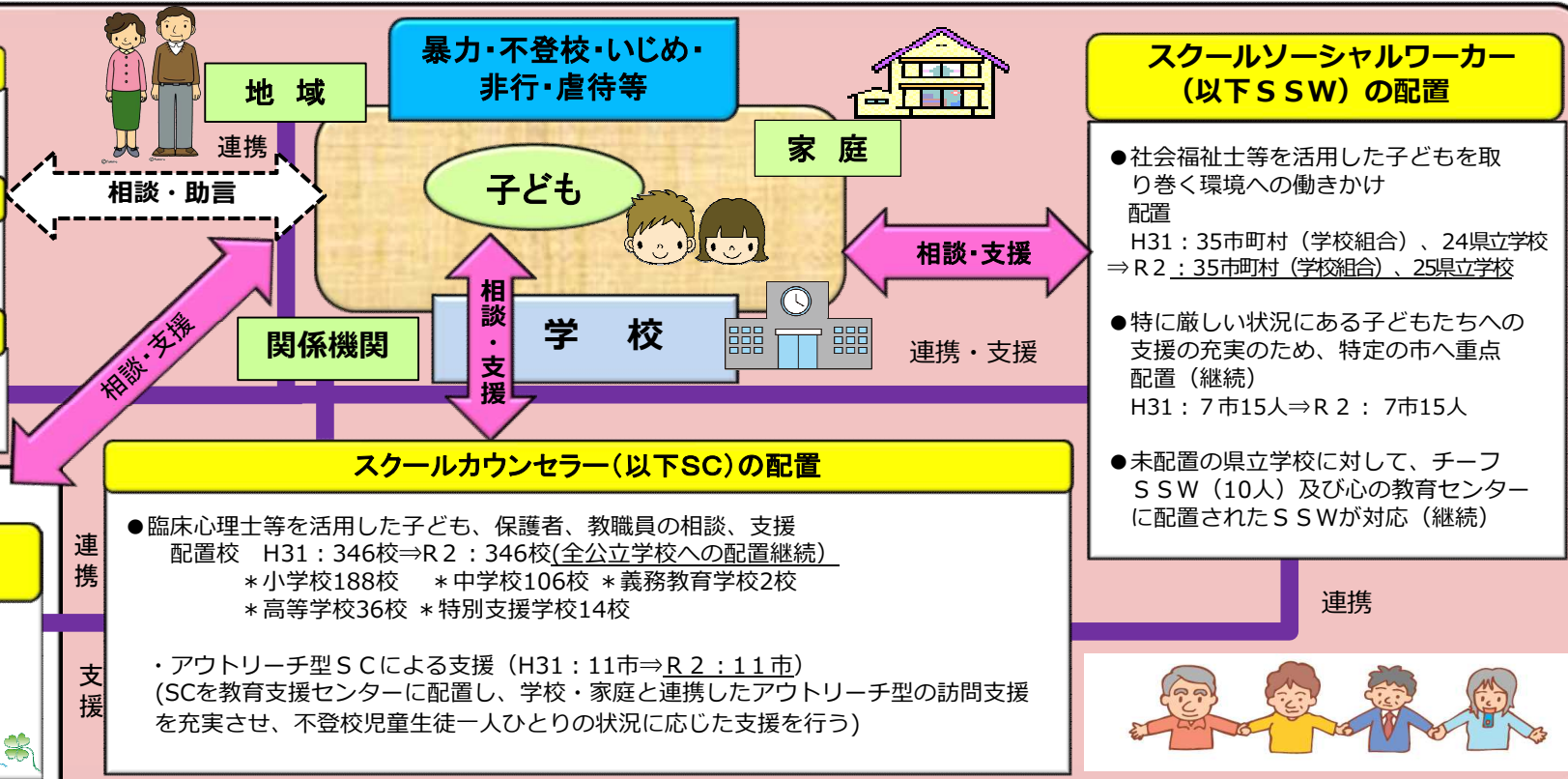
24時間電話相談事業

●子どもや保護者等が、いつでも相談できるよう、夜間、土日、休日も含めた24時間電話相談の実施

関連事業

心の教育センターの相談体制の充実

- ワンストップ＆トータルな相談支援体制の充実
- SC、SSW、相談員の配置（SCスーパーバイザー含む）
- 日曜開所、サテライトセンターの開設



暴力・不登校・いじめ・非行・虐待等

スクールソーシャルワーカー(以下SSW)の配置

- 社会福祉士等を活用した子どもを取り巻く環境への働きかけ配置  
H31：35市町村（学校組合）、24県立学校  
⇒R2：35市町村（学校組合）、25県立学校
- 特に厳しい状況にある子どもたちへの支援の充実のため、特定の市へ重点配置（継続）  
H31：7市15人⇒R2：7市15人
- 未配置の県立学校に対して、チーフSSW（10人）及び心の教育センターに配置されたSSWが対応（継続）

スクールカウンセラー(以下SC)の配置

- 臨床心理士等を活用した子ども、保護者、教職員の相談、支援  
配置校 H31：346校⇒R2：346校(全公立学校への配置継続)  
\*小学校188校 \*中学校106校 \*義務教育学校2校  
\*高等学校36校 \*特別支援学校14校
- ・アウトリーチ型SCによる支援（H31：11市⇒R2：11市）  
（SCを教育支援センターに配置し、学校・家庭と連携したアウトリーチ型の訪問支援を充実させ、不登校児童生徒一人ひとりの状況に応じた支援を行う）

連携



事業概要

「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応の両面から、いじめ問題等への総合的な取組を推進する。

期待される効果

- ◆県内の小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校において、「いじめ防止対策推進法」及び「高知県いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期対応に向けた取組が推進されている。
- ◆児童生徒の保護者や学校の地域、関係機関がいじめに関する基本的な内容を理解し、学校と連携をして、いじめ防止等に取り組み、児童生徒が安心して学校生活が送れている。

現状・課題

- ◆これまでいじめの校内研修やアンケート調査の実施により、いじめ早期発見・早期対応につなげてきた。
- ◆今後は、学校の組織的ないじめ防止対策や子どもたちによる主体的な取組や、保護者や地域を巻き込んだ取組を強化していく必要がある。

表：いじめの認知件数の状況  
(国公立小 小中高特 1,000人当たり)

	27年度	28年度	29年度	30年度
高知県	18.2件	18.9件	30.0件	48.3件
全国	16.5件	23.8件	30.9件	40.9件

事業目標

- ◆教職員がいじめを予防等プログラムや校内研修用CDを校内での活用を推進し、学校いじめ防止基本方針に基づいたいじめの未然防止、早期発見等の取組を強化する。
- ◆スクールロイヤーを活用することにより、学校がいじめなどの諸課題への適切な対応を図る。
- ◆いじめ防止等の取組について保護者や地域への研修等によって、学校と保護者、地域等との連携を図る。

実施内容



「高知家」いじめ予防等プログラムの活用

いじめ予防等の取組の推進のため作成されたプログラムを学校や保護者、地域、関係機関に活用してもらい、取組の充実を図る。

- ★活用のための研修会を実施
- ★管理職や生徒指導主事担当者等の研修にて活用促進を促す
- ★プログラム活用のための啓発リーフレットの作成・配布

未然防止

校内研修用CD作成等による校内研修の充実への支援

教職員がいじめに関する正しい認識をもち、対応できるようにするため、校内研修の内容を提供したり、効果的な研修にするためにモデルを示して担当教職員の支援をしたりして、研修の充実を図る。

- 生徒指導上の諸課題に対応した研修内容を掲載したDVDの作成・配布  
→新型コロナウイルスによる偏見・差別等の防止についての研修資料も作成・配付
- 校内研修担当者への支援や校内研修への参加



予防・早期発見・早期対応

スクールロイヤー活用事業

学校で発生するいじめを始めとする様々な問題について、法律の専門家である弁護士（スクールロイヤー）が、その専門的知識・経験を基に学校でいじめ予防教育や法的相談への対応を行う。

- ◆児童生徒へいじめ等の予防教育
- ◆学校における法的相談への対応
- ◆校内研修の講師・学校組織委員会へ参加

いじめ問題・防止等の対策の強化

- ☆ 公立学校がいじめ問題への総合的な支援（重大事態への対応、いじめ防止等の対策のための組織への助言等）
- ☆ 県におけるいじめ問題対策連絡協議会及びいじめ問題調査委員会の効果的な運用



# 開発的な生徒指導の推進【生徒指導主事会（担当者会）】

## 人権教育・児童生徒課

参考資料1-4

### 事業概要

生徒指導上の諸課題等の未然防止の視点に立った開発的・予防的な生徒指導や、解決に向けた対処的な生徒指導が、各学校において組織的に実践されるように、生徒指導主事（担当者）の実践力やマネジメント力の向上につながる研修を実施するとともに、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業の成果及び先進的理論・実践を普及する。

### 期待される効果

- ◆児童生徒の自尊感情、規範意識が高まる
  - ◆教職員の組織的な指導力・支援力が向上する
  - ◆小中学校において組織的な生徒指導推進体制の確立され、生徒指導上の諸課題等の減少が図られる
- 不登校や暴力行為等の生徒指導上の諸問題の改善**

### 現状・課題

- 組織的な生徒指導体制が弱く、教職員間で生徒指導の意義や目指す児童生徒像が十分共有されていない学校や、学級経営に苦戦している状況が見られる
- 児童生徒が主体的に考え、判断し、実行する力や自治の力を育めるような取組が依然として教師主導で行われている場合が多い。
- 特に高等学校の生徒指導主事において、開発的な生徒指導の理解や実践が十分でない状況がある

### 事業目標

- ・児童生徒の自尊感情や自己有用感等を育む開発的な生徒指導の視点を学校・学級経営や授業づくり、学校行事等の取組に位置づけて組織的に実施している学校の割合 → 小中高100%
- ・問題行動等の早期発見・早期対応に向けた、組織的な生徒指導を十分行っていると回答した学校の割合 → 小中高40%以上 (R2.2月:小学校:26.5%、中学校:28.3%、高等学校:19.6%)
- ・生徒指導の改善につなげるためにPDCAサイクルに基づく検証・改善を十分行っていると回答した学校の割合 → 小中高35%以上 (R2.2月:小学校:12.9%、中学校:18.9%、高等学校:11.8%)

### 実施内容

	R1	R2	R3	R4
高知夢いっぱいプロジェクト推進事業				
市町村主体の取組	魅力ある学校づくり調査研究事業（国委託2年間指定）不登校等の未然防止につながる取組の検証改善を地域全体で推進			
課題改善に向けた組織的な取組	学校活性化・安定化実践研究事業 子どもの声を生かした取組の検証改善で新たな不登校を生じさせない魅力ある学校づくりの推進			
学級経営の充実	夢・志を育む学級運営のための実践研究事業 子どものよさを引き出し、伸ばす、「学級活動」・「学級経営」の充実			

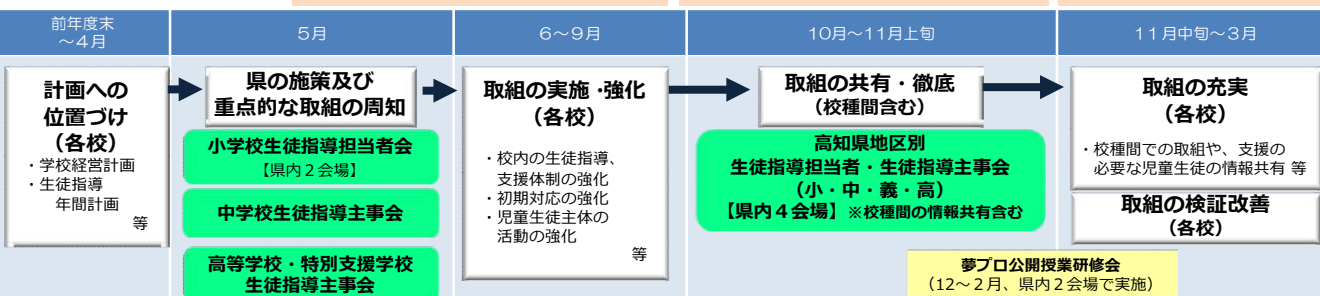
### 生徒指導主事会（担当者会）

#### 生徒指導主事会（担当者会）の実施

- （対象：県内全小・中学校、県立高等学校・特別支援学校の生徒指導主事（担当者）、全体会、地区別の年2回開催）
- 高知夢いっぱいプロジェクト推進事業推進校の効果的な取組紹介（公開授業研修会、生徒指導主事会等）
  - 県の重点的な取組に対する周知徹底
    - ・不登校に対する総合的な取組
    - ・校内支援会の充実、強化
    - ・いじめ予防等プログラムの活用
    - ・校種間で連携した生徒指導の推進 等
  - 生徒指導主事（担当者）の実践力の向上

#### 組織的な生徒指導の推進

◎ 開発的・予防的な生徒指導を組織的に展開することにより、児童生徒の自尊感情が高まり、新規不登校数や暴力行為の減少を目指す



- ☆県内すべての小中学校において、開発的・予防的な生徒指導の取組が、学校経営・学級経営に位置づけられた取組の推進
- ☆校種間（小中高）で取組の情報共有を行い、自校の取組に生かすことで、つながりを意識した組織的な生徒指導の推進

事業概要

生徒が自分の進路を具体的にイメージしながら将来を設計していくことができる力(キャリアデザイン力)を育成し、また、対人関係がうまく築くことができないなど社会性が身についていない生徒への支援を行う。

高等学校課

期待される効果

○ キャリア教育等の取組が各校の教育活動の中で組織的、体系的に機能することで個々の生徒に応じた支援が充実する。

現状・課題

生徒が、自分自身の将来像やその実現のために取り組むべきことを明確に思い描けないため、学習に対する目的意識が弱く、社会生活を営む上での社会性等のスキルが十分身についていないまま卒業している状況がある。

【課題】①コミュニケーション能力が低く、対人関係がうまく築くことのできる力が身についていない。

②自己の将来を考え設計する力が身についていない。

【参考値】・就職後1年目の離職率:H30年3月卒業生:13.8%(高等学校課調査)(H29年3月14.9%)  
・進路未定で卒業する生徒の割合:5.5%

事業目標

○生徒の社会性の育成、特にコミュニケーション能力が不足している生徒に対して効果的な指導・支援が行われている。  
○生徒のキャリアデザイン力を高めるための体験的な活動が効果的に実施されている。

・就職1年後の離職率:10%以下  
・進路未定で卒業する生徒の割合:3%以下



○コミュニケーション能力など社会で必要な社会性の育成

○進路に向けた意欲の向上やキャリアデザイン能力の育成

カリキュラムマネジメントを通じて  
系統的に実施

・進路実現  
・社会的・職業的自立

実施内容

課題①に対する手立て

1. ソーシャルスキルアップ事業

高校入学後早い段階から、個に応じたきめ細かく組織的な指導を行い、よりよい対人関係を構築し、集団行動を円滑に行うことのできる社会性を身につけさせる。

- 仲間づくり合宿の実施
- ソーシャルスキルトレーニングの研究
- Q-Uの活用
- 学習記録ノート(キャリアノート)の活用
- SC、SSWの配置(人権教育課)《再》

課題②に対する手立て

2. キャリアアップ事業

生徒が自分の将来のプランを自ら設計することができるように、企業や学校の見学、就業体験、社会人講話、海外留学などの体験活動を通して、生徒のキャリアデザイン力の向上を支援する。

- 地域産業を支える人材育成(企業との共同研究)
- インターンシップ
- 大学の学び体験事業
- 担い手・志育成事業(県内企業理解促進)
- 企業学校見学
- 海外留学や異文化の理解推進(高等学校振興課)《再》

◆担い手・志育成事業

高等学校在学中に、地域産業や企業について理解を深め、適切な職業観や勤労観を醸成する。地域産業のニーズに対応できる知識や技術を習得させるとともに、本県産業の担い手となる技能と志を育成する。

①県内産業及び企業情報を提供するチラシ配布

県立高等学校の生徒を対象に、県内産業や企業情報などを掲載したチラシを定期的(年2回)に配付(チラシのデザイン・印刷は専門業者に依頼)

②ものづくり総合技術展の活用など県内企業理解事業の促進

ものづくり総合技術展などを活用し、特に普通科生徒を対象とした企業理解事業を実施

③インターンシップ等職場体験活動の充実

地域企業との連携を密にして、県内企業とのマッチングが促進されるよう職場体験活動を充実させる。

事業概要

新しい学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、学校、家庭、地域が一体となって道徳教育を推進することにより、児童生徒の道徳性を高める。また、道徳推進リーダーの活用や大学等との連携を通して、全ての学校において「考え、議論する道徳」が実践されるよう、授業の質的変換を図る。

現状・課題

小学校では平成30年度から、中学校では平成31年度から「特別の教科 道徳」がスタートした。授業における質的転換が求められているが、「考え、議論する道徳」の授業イメージがもてなかったり、評価への不安を抱える教員がいる。

平成31年度の全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙において、道徳性を問う項目では、肯定的な回答が全国よりも高い傾向にあるが、小学校では規範意識の面で、中学校では、自己肯定感が全国平均よりも低く、課題が見られる。

学校のきまり(規則)を守っている [H31] 小学校90.7%(全国比-1.6ポイント)

自分にはよいところがあると思う [H31] 中学校73.6%(全国比-0.5ポイント)

また、「道徳の授業では、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいると思いますか。」という項目において、小学校では増加傾向にあるが、中学校ではやや減少傾向が見られる。

期待される効果

- ◆新学習指導要領に則った授業がなされている。
- ◆教師の指導力向上と児童生徒の道徳性の向上。
- ◆家庭・地域と連携した道徳教育が推進される。

事業目標

- ◆道徳科の授業や評価の研修に取り組んだ学校 100%
- ◆全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙において、道徳性に関する項目の肯定的な回答が、全国平均を上回る。
- ◆改訂版「高知の道徳」の活用率 100%

実施内容

【国】道徳教育の抜本的改善・充実事業  
・地域ぐるみの道徳教育の実現  
・質の高い「考え・議論する」道徳科授業の展開

道徳教育推進拠点校事業（H30～R2：最終年度）

- ・「考え、議論する道徳」の指導と評価の一体化の研究実践を行い、公開授業を通して普及することで県内小中学校の授業の質的変換を図る。
- ・指定校のうち小学校1校がR2年度四国小・中学校道徳教育研究大会高知大会の会場校、中学校1校が全日本中学校道徳教育研究大会高知大会の会場校となる

【拠点校】小学校3校・中学校2校

【推進校】小学校3校・中学校2校

道徳教育パワーアップ研究協議会(1回)

【参加対象】道徳推進リーダー及び希望者

「家庭で取り組む 高知の道徳」の小学1年生・各校教員への配付・活用促進

- ・学校、家庭、地域が一体となって進める道徳教育

道徳教育に関する調査(年度末1回)

道徳教育指導者養成研修(中央研修)(ブロック研修)

道徳教育研究会や大学等との連携



# 運動部活動の充実と運営の適正化

## 現状・課題

- ・生徒の能力・適正、興味・関心に応じた指導が十分に行われていない部活動が見られる。
- ・生徒にとって望ましい部活動環境の構築と、学校における働き方改革の観点から、運動部活動の運営の適正化を図る必要がある。

## ポイント

- 「高知県運動部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に基づく運動部活動の適正な運営を図る。
- 各学校における運動部活動の指導の充実及び質的向上を図るとともに、教員の運動部活動に係る負担を軽減し、生徒に向き合う時間を確保するため、単独での指導や学校外での部活動の引率が可能な運動部活動指導員の配置を進める。

## 取組内容

### 1 運動部活動の運営の適正化

◆運動部活動の運営の適正化のため、「高知県運動部活動ガイドライン」及び「高知県立学校に係る運動部活動の方針」に基づく体制整備や、生徒の発達段階に応じた休養や活動時間の設定など、望ましい運動部活動の推進を図る。

- 学校の運動部活動に係る活動方針及び各部活動の年間計画の作成（県立学校）
- 休養日の設定・活動時間の報告（中間・年度末）
- 運動部活動課題解決研修会（年間1回）
  - ・部活動の適正かつ組織的な運営のもと、本県の部活動指導者のさらなる指導力向上を目指す。

「これからの部活動の在り方検討委員会」の設置  
 【目的】地域で部活動に代わり得る質の高い活動の機会を提供できる体制を整える取組を進めるための計画の策定に向けた検討を行う。  
 【構成員】9名（大学関係者、総合型地域スポーツクラブ、市町村教育委員会、PTA、学校関係者等）  
 【委員会の開催】年間3回



### 2 運動部活動指導員配置事業

◆運動部活動指導員が顧問の業務を負担することで、教員が教材研究や生徒指導等、生徒と向き合える時間や自己研鑽をする時間を確保する。  
 ◆専門的な知識・技能を有した運動部活動指導員が継続的・計画的に指導を行うことで、部活動の質的な向上を図る。

#### ■市町村立・県立中学校（国費補助対象）

配置人数：36名（R2.6月時点）  
 実施内容：指導、引率  
 ・指導-週11時間×35週  
 ・引率-4日×8時間  
 ・研修-4時間×2回

【補助率】  
 市町村立：国、県、市町村が各1/3  
 県立中学校：国1/3・県2/3  
 【補助内容】  
 ・報酬  
 ・指導に係る交通費

#### ■県立高等学校

配置人数：34名（R2.6月時点）  
 実施内容：指導、引率  
 ・指導-週16時間×35週  
 ・引率-6日×8時間  
 ・研修-4時間×2回



#### 運動部活動指導員の資質向上のための研修（年間2回：必修）

- ① 配置に係る研修
- ② 指導力向上研修



### 3 部活動に関するアンケート調査

◆各県立学校において、生徒が安心して部活動を行えるよう、部活動内における部員間での人権を踏みにじるような言動や理不尽な決まりごとがないか等について、実態を把握する。  
 ◆調査によって明らかになった事案について、解決に向けた手立てを講じる。

#### ■部活動に関するアンケート調査（年間1回）

- ・生徒への聞き取り
- ・顧問等への聞き取り

事実確認

#### 学校における対応

<当該部内>

- 部の目標やルール等の再確認
- 再発防止策の検討
- 保護者への対応 等

<学校>

- 学校としての方針等の検討
- 顧問会等での情報共有
- 全教職員による再発防止策の確認 等

# 就学前教育におけるいじめ問題への取組の推進

## 背景

- ・乳幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、この時期に質の高い教育・保育を受けることが、子どもたちの知・徳・体の調和のとれた健全な成長にとって極めて重要

## ポイント

- ・全ての保育所・幼稚園等において、専門的で高度な知見に基づく質の高い教育・保育を受けることができる環境づくりを進める
- ・乳幼児期における、よりよい親子関係の構築を図るため、親の子育て力を高めるための「親育ち支援」の取組の充実を図る

## V-1 就学前教育・保育の質の向上

- **保育所保育指針・幼稚園教育要領等に沿った指導方法の徹底**
  - ・幼保支援アドバイザー等による訪問指導や研修等を通じた「高知県教育・保育の質向上ガイドライン」、「保育所・幼稚園等における園評価の手引き」の活用促進、園内研修の充実
  - ・保育者の職責に応じた専門性や実践力向上のための研修の充実（基本研修、キャリアアップ研修）
  - ・保育士資格取得を目指す学生等への保育士修学資金等の貸し付けなど、保育士確保に向けた取組の推進

- **保幼小の円滑な連携・接続の推進**
  - ・各地域の実態に応じた接続期カリキュラム等の実践・改善の取組の推進
  - ・保幼小の連絡会、交流活動の充実
  - ・入学時の課題への対応の充実
  - ・モデル地域の取組への支援と成果の普及



幼児と児童の交流活動

### 組織マネジメント力の強化

- ・園評価の手引きの活用

### 保幼小の円滑な接続の推進

- ・接続期カリキュラムの実践・改善

幼保支援アドバイザー等による訪問指導



保育所・幼稚園等



小学校

### 具体的な指導方法の徹底

- ・ガイドラインの活用

### 保育者の資質・指導力の向上

- ・研修内容の充実

＜質の高い教育・保育を受けることができる環境づくり＞

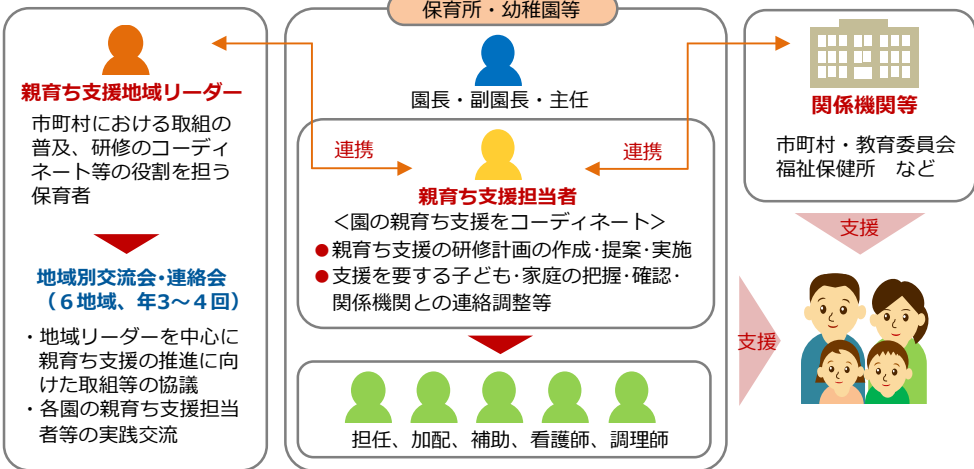
## V-2 親育ち支援の充実

### ■ 保育者の親育ち支援力の強化

- ・保育者の親育ち支援力向上のための園内研修、市町村単位の合同研修等への支援
- ・親育ち支援地域リーダーを中心とした地域別交流会・連絡会の充実に向けた支援
- ・全ての保育所・幼稚園等における親育ち支援担当者による園内の保育者研修や保護者向け研修等の計画的な実施の促進

### ■ 保護者の子育て力向上のための支援の充実

- ・保育所・幼稚園等が行う保護者を対象とした学習会の開催や、基本的な生活習慣の定着に向けた取組への支援
- ・就学時健診等の機会をとらえた講話の実施や、園の行事等と合わせた保護者研修の実施など、保護者が参加しやすい環境の整備



＜親育ち支援の推進体制＞

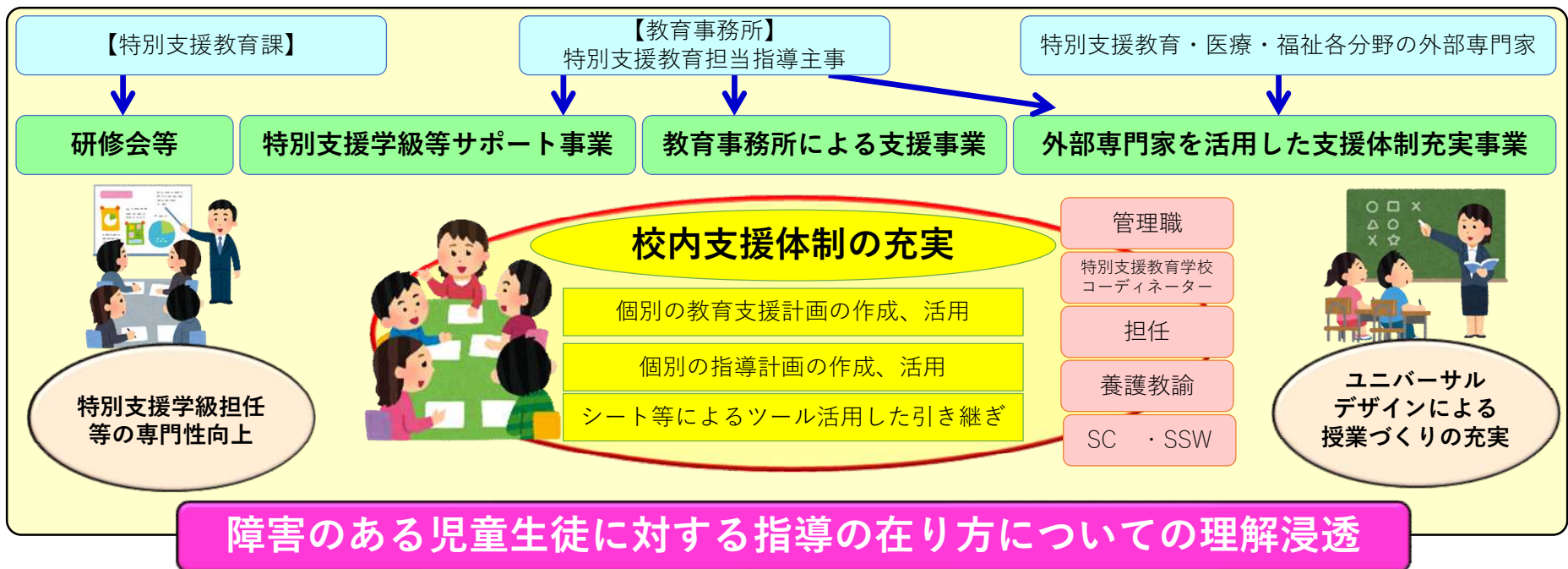


# 小・中学校における切れ目ない支援体制の構築推進

## 事業の概要

発達障害等のある特別な支援を必要とする児童生徒が将来の自立と社会参加に向けて必要な力を確実に身に付けることができるよう、小・中学校における特別支援教育の充実を支援し、各学校の組織的な取組の定着、充実を図る。

指標となるツール 『すべての子どもが「分かる」「できる」授業づくりガイドブック』（H25.3月作成）  
『すべての子どもが輝くための校内支援体制づくりガイドブック』（H29.3月作成）等



- すべての児童生徒が互いの特性を理解し、違いがあっても共に支え合いながら生きる姿勢の育成
- コロナ風評被害をはじめとした、日々起こりうる諸問題について、教職員が正確な情報を共有し、適切な根拠にもとづいて対応を行うための組織力強化

### 事業概要

地域全体で次代を担う子どもたちを育成するため、地域と学校が連携・協働し、地域ぐるみでの教育の実現を目指し、幅広い地域住民等の参画により、子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動を推進する。

### 期待される効果

- ◆ 多様な学習・体験活動が展開され、学校教育が充実
- ◆ 地域との交流により、子どもたちのコミュニケーション能力や自尊感情、規範意識が向上
- ◆ 地域が教員の担いきれない業務を支援することにより、教員が教育活動に専念
- ◆ 学校を核とした地域の創生

### 現状・課題

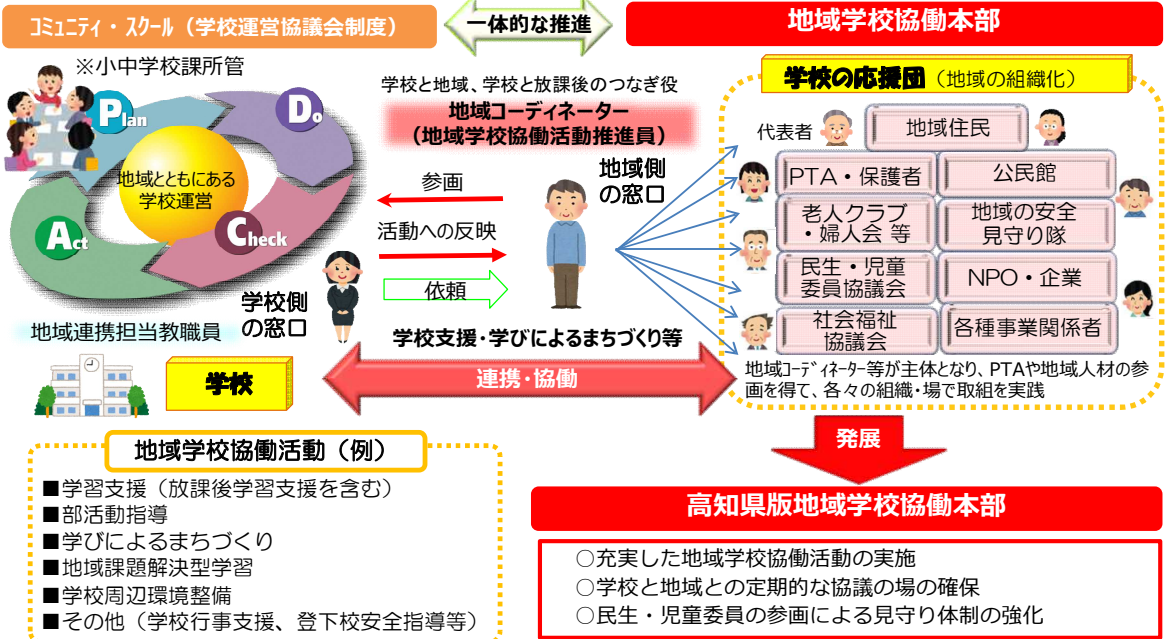
- ◆ 地域学校協働本部の数は着実に増加
- ◆ 地域と学校とがパートナーとして子どもたちを見守り育む「高知県版地域学校協働本部」の仕組みを県内各地へ展開させていく必要
- ◆ 市町村や学校によって地域との協働活動の内容に差
- ◆ 地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）の確保や育成に課題
- ◆ コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）との一体的な推進が必要

### 事業目標

- ◆ 地域学校協働本部が設置された学校数  
R元 小:168校、中98校、義務教育2校 92.4% → R4まで 県内全ての小・中学校に設置
- ◆ 高知県版地域学校協働本部が設置された学校数  
R元 小:88校、中38校 43.4% → R5まで 県内全ての小・中学校に設置  
＜参考＞各市町村の計画まとめ

### 実施内容

#### ～地域と学校の連携・協働の推進～



市町村毎の設置計画に基づき 地域や学校の資源や特色を生かした協働活動を推進し 地域ぐるみでの教育を実現

### 補助及び支援

### 高知県

R2 34市町村等204本部289校（県立8、幼保8含む）で実施予定  
（R元 34市町村等183本部 282校（県立6、幼保8含む）で実施見込）  
※うち、中核市である高知市42本部42校で実施予定

#### 地域学校協働活動推進事業

- ◇ 地域学校協働本部事業（国1/3、県1/3・2/3）
- ◇ 放課後学びの場充実事業（県1/2）  
① 学習支援者謝金 ② 教材等経費 ③ 食育学習経費

#### 市町村等支援、人材育成研修等

- ◇ 学校地域連携推進担当指導主事（4名）の配置、訪問による助言・指導
- ◇ 地域学校協働活動推進委員会の開催（年2回）
- ◇ 地域学校協働活動研修会  
① 全体研修 1回 ② 教育事務所管内別研修 3箇所×各1回  
③ 地域コーディネーター研修 3箇所×各2回
- ◇ 地域学校協働本部実践ハンドブックの活用

人材発掘・登録・マッチング・出前講座の実施

「学び場人材バンク」の設置

県全体の設置計画に基づき 市町村等の取組を支援

### 運営方針

教育・心理・福祉の専門性を生かした教育相談や学校支援等の相談支援機能をさらに充実させ、学校や関係機関と連携を密に、切れ目のない、「ワンストップ&トータル」な相談支援を実施する



## 切れ目のない、「ワンストップ&トータル」な相談支援体制の充実

### ■ 地理的に支援が届きにくい地域への支援体制の整備

県東部及び西部地域に、心の教育センターの機能を持つ「相談支援窓口」を設置する

### NEW 県東部・西部地域での【相談支援窓口】の設置

- ◆ 地理的に支援が届きにくかった子どもや保護者、学校への支援
- ◆ 潜在化している支援ニーズの掘り起こし及び支援

域内の学校や教育支援センター等と連携を密に、重層的な支援を行う



★心の教育センター【本部】と連携した支援を展開

#### 設置場所

- ★ 東部地域: 田野町ふれあいセンター内
- ★ 西部地域: 四万十市幡多総合庁舎別館内

#### 業務概要

- 開所日時(祝日及び学校の長期休業期間を除く)
  - ★ 東部地域・・・毎週木曜日 午前9時から午後5時まで
  - ★ 西部地域・・・毎週火曜日 午前9時から午後5時まで
- 配置職員⇒スクール・カウンセラー(SC)
- 用務内容⇒来所相談、学校支援(支援会等への参加)、教育支援センター支援、学校配置SC・SSW等との連携 等
- ※ 相談に係る予約等の業務は、心の教育センターが担います



### 心の教育センター【本部】 相談支援機関



★専門性を生かした相談支援の実施

#### 【主な業務内容】

★新施設供用開始予定【令和2年8月】

#### ★ 相談支援

- ・ 来所相談(個別面接、プレイセラピー、支援会等) ※1時間枠
- ・ 出張教育相談(支援会、家庭訪問支援、巡回教育相談等)
- ・ 電話相談、メール相談、うち高校生LINE相談

#### ★ 学校支援

- ・ 校内支援の充実に向けた支援(★校内支援会サポート事業等)
- ・ 緊急事案等への支援(指導主事、SC等の派遣)

#### ★ 研修・講座等

- ・ 教育相談講座、緊急対応とその予防、子育て講演会等
- ・ 校内研修等への講師派遣(指導主事、SC等)

#### ★ 関係機関との連携

- ・ 教育相談関係機関連絡協議会の開催(年2回)
- ・ 教育支援センター連絡協議会等の開催及び訪問支援

★ SCスーパーバイザーによるスーパーバイズの実施など連携を密に、支援に当たります



### ■ 相談ニーズに、より対応できる支援体制の整備

心の教育センターにおける来所相談を、毎週日曜日(祝日、年末年始、第5日曜日を除く)にも実施する

### NEW 心の教育センター【日曜日開所】の実施

- ◆ 日曜日開所による相談支援窓口としての利便性の向上
- ◆ SC・SSWが主体的に活用できる“プラットフォーム”(活動拠点)としての場の確保(SC・SSWの育成)

#### 業務概要

- 開所日⇒毎週日曜日(第1から第4日曜日)に開所
- 開所時間⇒午前9時から午後5時まで
- 配置職員⇒スクール・カウンセラー(SC)、指導主事等
- 用務内容⇒来所相談(受理面接・継続面接)、プレイセラピー 学校支援等への対応
- SC・SSWの専門性及び支援力の育成・向上 ⇒情報共有、研修、スーパーバイズ等の実施(学びの場の確保)



#### ★ 校内支援会サポート事業

- ◆ 指導主事及びSC等が、学校での支援会に参加し、心理の専門的見立てをもとに、児童生徒理解や適正な支援方法、支援体制のあり方等について、支援及び助言する
  - ☆ 対象校: 15校(小学校5校、中学校8校、高等学校2校)
  - ☆ 年間4回程度の訪問による支援を実施
  - ※ 対象校以外の学校からの要請にも、適宜、対応します

#### ★ 緊急事案への対応

- ◆ 児童生徒の生命にかかわるような事案等が発生した場合、指導主事及びSC等を学校に派遣し、対応の見通しや関係者へのメンタルケア等の支援を実施する

#### ★ 不登校の予防に対する取組

##### 1 教職員の不登校に対する理解及び対応力の向上

- ・ 教職員対象の集合研修への講師派遣
- ・ 「児童生徒理解」や「チーム支援」等を内容とする校内研修への講師派遣

##### 2 校内支援会の質的向上

- ・ 校内支援会サポート事業対象校(15校)への訪問による支援
- ・ 要請のある学校への来所及び訪問による支援

##### 3 教育支援センターの運営機能の向上

- ・ 教育支援センターのニーズに対応する相談支援(環境調整、支援会、学校及び関係機関との連携等)
- ・ 教育支援センター職員の対応スキル向上のための支援(連絡協議会:年2回、ブロック別研修会:年2回)

##### 4 不登校対策チームによる訪問支援



【目標値】 子ども食堂の設置か所数 (R元.12月時点) 76か所 → (R5) 120か所

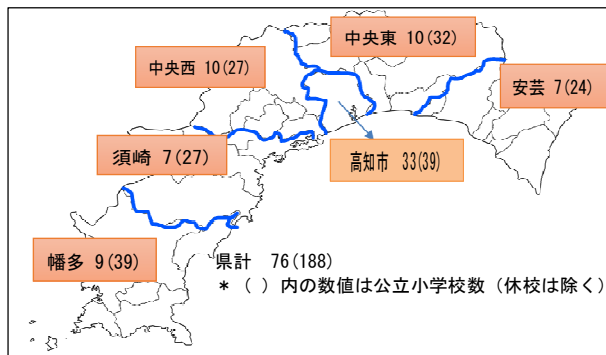
### 1 現状

- ・食事の提供を通じた「子どもや保護者の居場所」となるとともに、「保護者の孤立感や負担感を軽減する場」、「地域で子どもたちを見守る場」として設置が進んできた。
- ・子ども食堂開設数(12月末)
  - ：11市9町76箇所(うち定期開催：59箇所)
- ・高知家子ども食堂の登録数(12月末)
  - ：41団体48箇所
- ・高知県子ども食堂支援基金への寄附額(H29～R元12月末)：127件 約1,280万円

子ども食堂設置数の推移 (各年度末)

	H27	H28	H29	H30	R元.12末
市町村数	2	10	18	19	20
設置数	3	20	52	68	76
(定期開催)	(2)	(13)	(34)	(51)	(59)

子ども食堂の福祉保健所管内別設置状況 (R元年12月末)



### 2 課題

- ・支援を必要とする子どもや保護者の居場所を確保するため、未開設地域での開設及び定期開催の子ども食堂のさらなる拡充
- ・企業や生産者等から提供された食材の提供支援
- ・食事の提供や集いの場にとどまらず、見守り機能の充実や家庭の教育力の向上への支援
- ・居場所を必要とする子どもや保護者を子ども食堂につなげるための地域の支援機関との連携体制の構築

### 3 今後の取り組みの方向性

- ・県内全域での開設に向けて、あったかふれあいセンターや高齢者福祉施設等の既存施設を活用した開設の促進
- ・企業と連携した食材提供支援
- ・子ども食堂における見守り機能や保護者の子育て力の向上の支援
- ・地域の支援機関等との定期的な連絡会の開催支援



## 4 令和2年度の取り組み

### (1) 子ども食堂の立ち上げ及び活動の充実に向けた支援

- ① **子どもの居場所づくり推進コーディネーターを配置し、県内の子ども食堂の立ち上げや活動をサポート**
  - ・子ども食堂開設準備講座の開催及び市町村、あったかふれあいセンター、高齢者福祉施設等への開設の働きかけ
  - ・子ども食堂スタッフ養成講座の開催によるスキルアップと人材の確保  
食品衛生管理や子どもへの対応、子育て支援のあり方に関する研修
  - 新**・企業等から提供された食材の提供支援の仕組みづくり(※参考)
  - ・子ども食堂相互の情報交換を行う子どもの居場所づくりネットワーク会議の開催

### ② 居場所を必要とする子どもをつなげる取組

- ・スクールソーシャルワーカー等と子ども食堂との情報交換会の開催
- ・民生児童委員や学校などへの協力依頼
- 拡**・地域コーディネーター等を活用した市町村、市町村社協、地域の支援機関と子ども食堂の地域連絡会の開催

### ③ 家庭の教育力の向上につなげる取組

- ・子ども食堂スタッフ養成講座の開催によるスタッフのスキルアップ研修
- 新**・子育てに関する講師やボランティア等による講話や相談の実施
- 新**・学生ボランティア等による学習支援の実施

### (2) 子ども食堂の開設・運営への支援【高知県子ども食堂支援事業費補助金】

補助先：高知家子ども食堂登録制度登録済み団体

補助内容：⑦開設経費(備品購入、改修費等)

⑨子育て支援、学習支援等の経費(謝金等)

①運営経費(食材費、スタッフ謝金等)

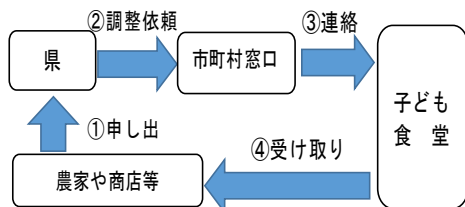
②衛生管理に要する経費

(食中毒に備えた保険や腸内細菌検査に要する費用等)

### 食材の提供支援の仕組みづくり

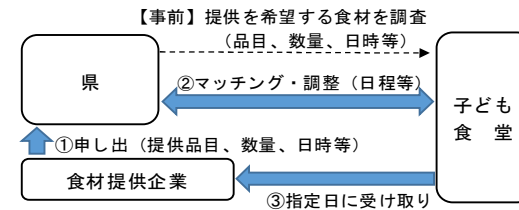
#### ○地域内で食材の提供が完結できる小口の寄附の場合

- ・県は、最寄りの市町村窓口、管内の子ども食堂との調整を依頼
- ・市町村窓口は、子ども食堂に寄附の内容を連絡し、子ども食堂が食材を受け取り



#### ○企業等による大口の寄付の場合

- ・県は、各子ども食堂に対して提供を希望する食材や数量等を事前に調査し、情報をとりまとめ
- ・県は、食材提供の申し出のあった企業等と子ども食堂をマッチングし、提供方法を調整



## 令和2年度 私立学校人権教育指導委託料について

私立学校における人権教育の推進を図るため、学校訪問による助言・指導や研修会の開催等の人権教育指導業務を（公財）高知県人権啓発センターに委託する。

### 1. 学校訪問による助言・指導

県内私立小中高等学校を訪問して人権教育主任教諭等と面接し、学校が抱える課題等に応じて必要な助言・指導を行う。（定期訪問11校×4回＝44回、学校の要請による訪問は随時）

### 2. 研修会の開催

#### (1)私立学校人権教育研究協議会主催の研修会

- ①第1回研修会（令和2年5月29日（金）／高知県人権啓発センター6Fホール）→ 中止  
研修内容：「性自認（SOGI）について」  
講師：高知ヘルプデスク代表 浜口 ゆかり氏、高知県立大学教授 長澤 紀美子氏  
参加対象：全ての教職員
- ②第2回研修会（令和2年8月20日（木）午後／高知県人権啓発センター6Fホール）→ 中止  
研修内容：「不登校・引きこもりについて」  
講師：筑波大学教授 斎藤 環氏  
参加対象：全ての教職員
- ③新任用教員人権教育研修会（令和2年8月20日（木）午前／高知県人権啓発センター6Fホール）  
研修内容：「人権教育についての基本認識」  
講師：人権啓発センター研修講師 吉岡 潤氏  
参加対象：新任用教員
- ④第3回研修会（令和2年11月26日（木）午後／土佐女子中・高等学校）  
研修内容：第25回公開授業  
参加対象：全ての教職員
- ⑤第4回研修会（令和3年3月4日（木）午後／高知県人権啓発センター6Fホール）  
研修内容：集約会（1年間の成果と課題）

※①、②、④、⑤は、中堅教員研修とし、各校の5～10年次教員の人権研修と位置づける。

#### (2)県主催の研修会

- ⑥管理職研修（令和2年5月29日（金）午後／高知県人権啓発センター6Fホール）→ 中止  
研修内容：「性自認（SOGI）について」  
講師：高知ヘルプデスク代表 浜口 ゆかり氏、高知県立大学教授 長澤 紀美子氏  
参加対象：管理職員
- ⑦人権教育基礎講座（令和2年8月7日（金）午前／高知学芸中・高等学校）  
研修内容：「子どもたちのネット依存について」  
講師：千斗枝グローバル教育研究所代表 山中 千枝子氏  
参加対象：全ての教職員
- ⑧人権教育主任研修会（令和2年10月8日（木）午後／人権啓発センター）  
研修内容：未定  
講師：県教委・人権教育・児童生徒課 指導主事 吉岡 佳代氏（予定）  
参加対象：人権教育主任、担当

### 3. 広報紙の発行 事務局通信「きずな」の発行（年2回）

# 人権啓発研修事業

県民のいじめ問題への関心を高め、正しい理解を深める取組の推進

## 人権啓発フェスティバル 開催事業

### 【じんけんふれあいフェスタ】

子どもや障害者の人権など、身の回りにある様々な人権問題について、県民に関心と理解を深めてもらうため、人権週間（12月4日～10日）中の日曜日に高知市中央公園において、県民参加型の人権啓発イベントを開催している。

<子どもに関する主な催し>

- \* 子ども人権ミュージカル
- \* こころん紙芝居
- \* 子ども食堂

## スポーツ組織と連携・協力した 人権啓発活動事業

### 【スポーツ組織との協働事業】

子ども達に、チームプレーやいじめについて、関心と理解を深めてもらうため、県内のスポーツ組織（高知ファイティングドッグス、高知ユナイテッドFC）の選手が参加して、人権野球教室や人権サッカー教室を実施している。

<令和元年度実績>

- \* 野球教室：2回 150名参加
- \* サッカー教室：2回 80名参加

## 人権啓発研修企業リーダー 養成講座開催事業

### 【人権啓発研修ハートフルセミナー】

県民に人権問題について理解を深めてもらうことで、人権が尊重される職場や地域づくりにつながるよう、講演会や映画上映会を実施している。テーマは、県人権施策基本方針－第二次改定版－で記載している11の人権課題の中から、決めている。

<令和元年度実績>

- \* 講演会：2回 255名参加
- \* 映画：2回 259名参加

## 令和2年度高知地方法務局における子どもの人権問題に関する取組

## 1 人権啓発に関する取組

## (1) 人権教室

人権教室は、いじめ等について考える機会を作ることによって、子どもたちが相手への思いやりの心や生命の尊さを学ぶこと等を目的とし、人権擁護委員が中心となって実施している啓発活動である。主に園児、小・中学生を対象に、人権の花運動における学校訪問や授業等を利用して実施している。令和2年度も、県内において実施する予定である。

また、障害者に対する理解を深めるために、人権スポーツ教室（ポッチャ等）を実施する予定である。

## (2) 人権作文コンテスト高知県大会

次代を担う小学5・6年生、中学生及び高校生を対象として、人権問題についての作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけること及び入賞作品を県民等に向けて広報することによって広く人権尊重思想を根付かせることを目的として、高知県教育委員会、高知県人権擁護委員連合会及び担当が連携して、実施している。令和2年度も実施する。

なお、表彰式については、例年12月の人権週間中に高知県人権啓発センター主催で開催される地方委託事業のじんけんふれあいフェスタの中で実施している。

## 2 人権相談に関する取組

## (1) 子どもの人権SOSミニレター

法務省の人権擁護機関では、子どもが相談しやすい体制を整えるべく、平成18年度から、全国の小・中学校の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター」（便箋兼封筒）を配布している。高知県内においても、各学校に配布している。このレターを通じて教師や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを的確に把握し、学校や関係機関とも連携を図りながら、様々な人権問題の解決に当たっている。

## (2) 子どもの人権110番

全国50か所の法務局・地方法務局に専用電話番号「子どもの人権110番」（フリーダイヤル0120-007-110）（全国共通）を設置し、人権擁護委員や法務局職員が子どもからの相談に応じている。高知県内で架電されたものについては、高知地方法務局人権擁護課で対応している。

## (3) 全国一斉「子どもの人権110番」強化週間

学校におけるいじめや家庭内における児童虐待等の事案は、依然として数多く発生していることから、これらの子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るための人権相談活動を強化することを目的として、全国一斉「子どもの人権110番」強化週間が

実施される。

実施期間は、令和2年8月28日（金）から同年9月3日（木）までの7日間

受付時間は、平日の午前8時30分から午後7時まで、土曜日・日曜日の午前10時から午後5時まで（土日については、高松法務局で対応の予定）

## (4) インターネット人権相談受付窓口

法務省のホームページ上に「インターネット人権相談受付窓口（SOS-eメール）」（<https://www.jinken.go.jp/>）を開設し、インターネットでも人権相談を受け付けている。

## 3 調査救済に関する取組

相談やSOSミニレターを通じて、子どもの人権が侵害されている疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じる取組をしている。

## 4 法務省関係機関に設置する児童虐待担当窓口

法務省では、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日付け児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等を踏まえ各種取り組みを進めているところであり、この度、児童相談所・市町村等の関係機関（以下「児童相談所等」という。）とより一層緊密に連携をしていくため、その求めに応じ法務省の有する資源・ノウハウを提供することを目的とした「法務省児童虐待防止対策強化プラン」を策定した。

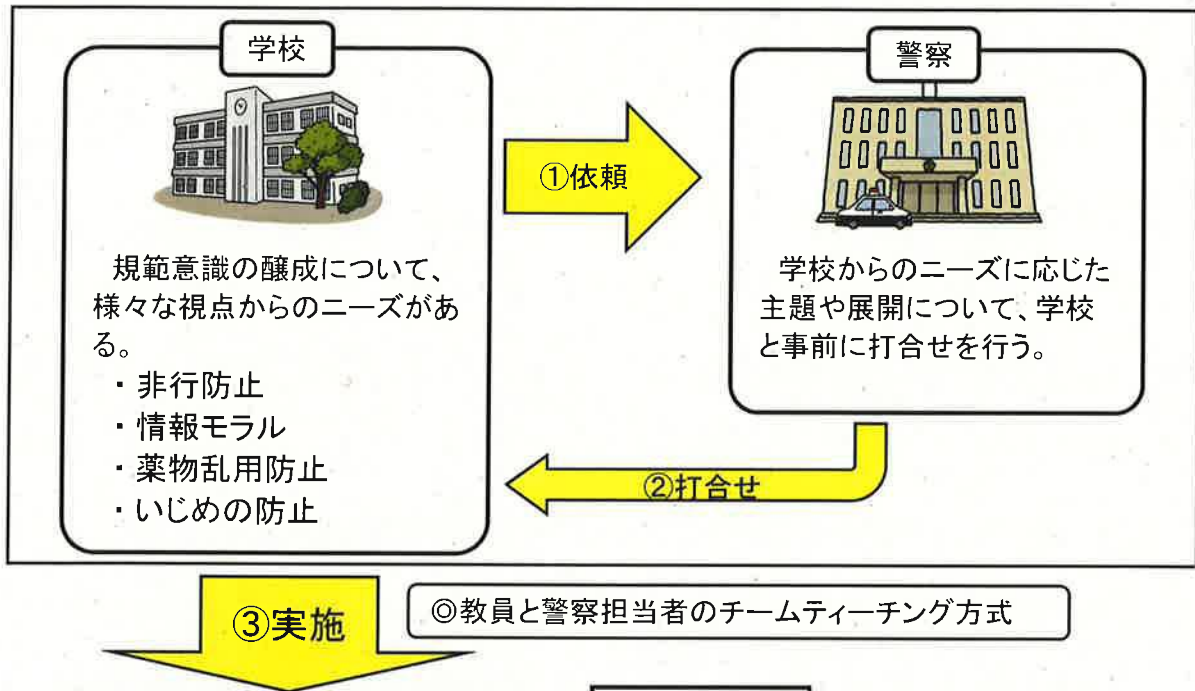
同強化プランに基づき、児童相談所等が円滑に法務局・地方法務局、地方検察庁、法務少年支援センター（少年鑑別所）、保護観察所又は日本司法支援センター（法テラス）（以下「法務省関係機関」という。）に相談できるよう、本件4月以降に各地の法務省関係機関に児童虐待相談担当窓口が設置される予定である。

## 高知県警察が実施する「非行防止教室」

### 非行防止教室とは

入口型非行を中心とした非行予防のため、児童・生徒に対して、規範意識の醸成を図ることを目的として、小学生から高校生(※)までを対象に、各学校からの依頼で、少年補導職員やスクールサポーターが実施。

※ 重点実施対象としては、小学校2年生、5年生、中学校1年生としている



### 課題と対策

【課題】 非行の低年齢化の進行  
(小学生 H30 : 31件 ⇒ R1 : 44件(+13件))

【対策】 小学校における非行防止教室実施率の向上 (R1 : 80.8%)

### 過去5年間の実施数

	H27		H28		H29		H30		R1		前年比	
	件数	実施率	件数	実施率	件数	実施率	件数	実施率	件数	実施率	件数	率
小学校	171	86.4%	176	89.3%	178	90.8%	169	87.1%	156	80.8%	-13	-7.7%
中学校	99	86.8%	86	75.4%	96	84.2%	83	72.8%	86	75.4%	3	3.6%
高校	25	53.2%	39	83.0%	29	61.7%	28	59.6%	34	73.9%	6	21.4%
計	295	82.2%	301	84.1%	303	84.9%	280	78.9%	276	78.1%	-4	-1.4%
学校数計	359		358		357		355		353			